

# AUN通信

A = 安全運転管理者  
U = 運行管理者  
N = ネットワーク

## 安全運転管理者の業務に 「運転者に対するアルコール検査義務」 が追加！！



千葉県八街市で発生した事故を受け、安全運転管理者の業務に「運転者に対するアルコール検査義務」が追加されますが、どのようなことをすればよいですか？

改正は2段階に分けて行われます。  
具体的な追加業務は下記のとおりです。



令和4年4月1日～施行

- ① 業務開始前後の運転者の酒気帯びの有無を確認すること。  
原則：対面で目視により運転者の顔色、呼気の臭い、応答状況等を確認  
対面での確認が困難な場合：携帯電話等の直接対話できる方法により確認
- ② 確認事項（下記事項）を記録し1年間保存すること。
  - (1) 確認実施者
  - (2) 運転者
  - (3) 使用車両の登録番号
  - (4) 確認日時
  - (5) 確認方法
    - ア アルコール検知器使用の有無 ※令和4年10月1日以降
    - イ 対面でない場合は具体的な方法
  - (6) 酒気帯びの有無
  - (7) 指示事項
  - (8) その他必要な事項

確認事項は1年間保存



令和4年10月1日～施行

- ① 運転者の酒気帯びの有無の確認は必ずアルコール検知器を使用して行うこと。
- ② 記録事項にアルコール検知器使用の有無が追加されます。

検知器の基準

呼気中のアルコールの有無を音、色、数値等により確認できるもの

岡山県警察本部  
交通部交通企画課



10月1日から、アルコール検知器の使用も必要となりますが、上記の基準を満たしていれば、特段の性能上の要件は問いません。